



新樽貯蔵庫建設工事に
関する協定書



新樽貯蔵庫建設工事に関する協定書

仙台市（以下「甲」という。）とニッカウキスキー株式会社（以下「乙」という。）とは、杜の都の風土を守る土地利用調整条例（以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、乙が実施する新樽貯蔵庫建設工事（以下「開発事業」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、土地利用調整の結果を踏まえた適切な開発事業の実施を確保することにより、郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この協定における用語の意義は、条例の定めるところによる。

（事業計画）

第3条 乙は、別添開発事業計画書に従って開発事業を実施しなければならない。

2 乙は、当該開発事業に係る工事の完了後、当該事業区域内において、前項に掲げる開発事業計画書の内容に即した土地利用以外の土地利用を行ってはならない。

（維持管理）

第4条 残置した森林及び確保した緑地については、乙が管理するものとし、当該森林又は緑地の特性に応じた維持管理を行いながら、永続的に保持するものとする（ただし、当該緑地が甲に移管された場合を除く）。

（継承）

第5条 乙は、事業区域内の土地又は工作物を使用する権利を第三者に譲渡する場合は、この協定に基づく乙の権利及び義務を当該第三者に継承するものとする。

（報告及び立入調査）

第6条 甲は、この協定の実施に必要な限度において、乙に対し報告を求め、又は職員をして、若しくは職員に甲が必要と認める者を同行させ事業区域内に立ち入らせ、必要な調査をすることができる。

（違反があった場合の措置）

第7条 乙がこの協定に定める事項に違反した場合、甲は乙に対して当該違反行為を是正するための必要な措置をとることを請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときはこれに従わなければならない。

（その他）

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 元 年 10 月 11 日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市

代表者 市長 郡 和



乙 仙台市青葉区ニッカ1番地

ニッカウキスキー株式会社

仙台工場長 牧 野 弘

